

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 23 日現在

機関番号：32702

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2010～2013

課題番号：22560648

研究課題名(和文)わが国の幕末から戦前期における「近代和風住宅」の設計手法に関する研究

研究課題名(英文)A Study on the designing method of the modern Japanese houses from the end of the Edo period through the prewar period in Japan

研究代表者

内田 青蔵 (UCHIDA, SEIZO)

神奈川大学・工学部・教授

研究者番号：30277686

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円、(間接経費) 1,020,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、幕末以降の近代和風住宅の設計方法について考察した。即ち、その存在はあまり知られてはいないが、近代和風住宅には田舎間の設計基準寸法の中にそれより大きな寸法を併用して設計されたものが散見される。そうした設計手法の意味を、「大きな寸法」の使用されている部屋の用途を基に分析すると、大きな寸法は、格式性の表現 機能的な家族本位の考え方の表現、として田舎間のなかに併用されていたと考えられることを明らかにした。

研究成果の概要(英文)：This study considered the designing method of the modern Japanese houses from the end of the Edo period. It isn't well known that there are the several cases which use the bigger scale dimension together with the Inaka-ma (smaller reference dimension). In order to analyze the meanings of such design method, this study attempted to examine the bigger scale dimensions according to the purpose of the rooms. As a result, it is clarified that the "big-scale dimension" was used for the expressions of the status and the concept of functional family-oriented.

研究分野：工学

科研費の分科・細目：建築学、建築史・意匠

キーワード：設計基準寸法 近代和風住宅 真々制 内法制 6尺 6尺3寸 6尺5寸

## 1. 研究開始当初の背景

これまでのわが国の近代住宅史研究の多くは、洋風化現象に注目するあまり伝統色の強い「近代和風住宅」<sup>1)</sup>に関する研究はあまりなされてこなかった。しかしながら、文化庁による近代和風建築調査<sup>2)</sup>が全国で実施される中で、伝統的な和風建築の流れを汲む「近代和風住宅」への関心が高まり、様々な研究が精力的に進められつつある。

筆者は、かつて戦前期の清水組(現清水建設株式会社)の手掛けた建築関連の史料の中から『彩色図集』<sup>3)</sup>を取り上げ、収録されている45件の住宅の和館並びに洋館の中に設けられた和室部に注目し、その設計基準寸法に関する考察を行った。その結果、同一建物でありながら異なった設計基準寸法を併用した事例6件が確認できた。それらは、全体から見れば1割ほどのわずかな事例ではあるが、その設計手法には何らかの明確な作為があったことを想起させた。なぜならば、同一建物でありながら設計基準寸法が異なることは、設計はもとより施工の過程を想起すれば、極めて煩わしく非合理的な方法と考えられるからである。それゆえ、こうした事例には明確な存在理由が考えられるのであり<sup>4)</sup>、また、こうした設計手法がいつ頃から見られるのかといった点も解明すべき問題と考えられた。

## 2. 研究の目的

本研究は、近代和風建築の特性を明らかにする研究の一環として、「近代和風住宅」に限定し、その設計基準寸法に関する考察を行う。即ち、これまでの研究の再検討<sup>5)</sup>、及び、県単位で実施されている近代和風建築の報告書を取り上げ、同一建物でありながら複数の設計基準寸法を併用している住宅事例の存在確認を行い、次に部屋の用途を基にした寸法の使い分けに見られる特徴の一端を解明することを目的とした。

## 3. 研究の方法

これまでの近代和風住宅研究において、同一建物でありながら複数の設計基準寸法を持つ事例に注目した研究はほとんどなく、管見によれば、朝倉采子らが木子幸三郎の住宅作品から和室部の平面基準寸法に2種類の基準寸法が混在している事例に注目し紹介している<sup>6)</sup>。また、寸法の使われ方については、「部屋の格に応じて基準寸法を使い分けられていることがうかがえる」とし、木子の作品であった1932(昭和7)年の鈴木三郎助邸の実測結果から、「真・行・草」の3つの部分からなり、平面基準寸法は「真」部分が6尺の心々制、「行・草」部分が6尺3寸の心々制であり、「6尺3寸心々の採用は数寄屋もしくは茶道と関係がある可能性もある」と指摘している。なお、天野賢一らは、佐賀県の近代和風建築調査の調査対象となった建物を基に、和室の柱間基準寸法に関する考察を行

い、京間置の畳割制を採る事例が近代以降増加する傾向が見られることを指摘している<sup>7)</sup>。本研究の目的とは異なるが、設計基準寸法として「京間」寸法による畳割の普及が近代以降見られるという指摘は、極めて興味深い<sup>8)</sup>。

いずれにせよ、本研究は既往研究と同様に同一建物ながら異なった設計基準寸法を併用する事例の図面の収集並びに実測調査を行い、異なった設計基準寸法の使い分けの特徴を部屋の用途に注目して分析した。

## 4. 研究成果

### (1)『彩色図集』に見られる複数の設計基準寸法の見られる住宅例の再考

清水組(現清水建設株式会社)の『彩色図集』掲載の住宅例から、同一建物でありながら和室部分の設計基準寸法が複数存在するものを見ていくと、6例が該当した<sup>9)</sup>。以下、各住宅事例について簡単に紹介する。

#### 日比谷平左衛門邸

日比谷邸は、明治40年の竣工<sup>10)</sup>の和洋館並列型住宅である。「日比谷邸新築設計図」(製作年不詳)には、寸法の記入された平面図が描かれており、和館部が「普通間」部分と「京間」部分からなり、設計基準寸法が2種存在していたことが分かる。寸法は、心々寸法で6尺の倍数のものと6尺5寸の倍数のものに大別できる。6尺5寸は「座敷」「次の間」に見られ、設計基準寸法は1間6尺5寸の心々制と考えられる。また、他の部屋は1間6尺の心々制と考えられる。

#### 團琢磨男爵邸

團邸は、明治44年竣工<sup>11)</sup>の住宅で、「團家平面確定図」(明治43年4月1日訂正)には、「表座敷」「次の間」および「御居間」「御居間次」の4部屋に「京間」の書き込みがある。御居間は、南北寸法が心々16尺2寸5分、東西の床の間を含まない室内寸法が心々13尺とある。これから記載されている「京間」が、1間6尺5寸の心々制を指していたことが分かる<sup>12)</sup>。他の諸室は、基本は1間6尺の心々制と考えられる。

#### 染井松平頼寿伯爵別邸

染井松平別邸は、大正2年竣工<sup>13)</sup>の和洋館並列型住宅である。「染井松平御邸垂木及天井伏之図」によれば、「表御座敷」「御次之間」「御参之間」の3室の部屋の間口はともに心々16尺2寸5分とある。この3室に見られる端数のある16尺2寸5分は、6尺5寸で割り切れるものの、端数のある寸法から、長辺6尺3寸の畳による畳割の可能性も考えられる。他の部屋は1間6尺の心々制で設計されていると推測できる。

#### 森井啓之助邸について

森井啓之助邸は、大正5年竣工の洋風住宅だが、内部に和室がある。『建築雑誌』掲載の「森井啓之助氏本邸の新築工事概要」<sup>14)</sup>によれば、「客間及次の間(日本座敷京間とす)」とあり、2階平面図にも「客間」・「次之間」に「京間」と記されている。この平面図には

2 部屋の間口寸法があり、「客間」の間口 2 間半 + 床の間の奥行寸法の合計寸法が心々 18 尺 5 寸、「次之間」の間口 2 間が心々 12 尺で、合計 30 尺 5 寸である<sup>15)</sup>。「次之間」の 2 間で心々 12 尺という寸法は、一般的解釈をすれば設計基準寸法は 1 間心々 6 尺の田舎間と考えるべきものである。しかしながら、図面には「京間」とあり、そこには 1 間心々 6 尺の寸法とは異なる設計基準寸法が用いられていたと考えるべきであろう。そこで想定されるのが畳割である。京間は、内法制による畳割を指す場合もあるからである<sup>16)</sup>。ここでは此の畳割を「京間」と称していたと解釈しておきたい。

#### 住友吉左衛門男爵家別邸について

住友吉左衛門別邸は大正 5 年の竣工と推定される<sup>17)</sup>。平面図を見ると、2 階の続き間の「十畳」「八畳」には「京間」、1 階の「女中部屋」と 2 階の「六畳」には「田舎間」と記されている。「住友家別邸」(大正 4 年 2 月 28 日謄写)には、寸法の記された平面図があり、「京間」と記された「十畳」は二間半の心々寸法が「16.0」尺、「八畳」は二間の心々寸法が「13.0」尺と完数値で示されている。一方、この二部屋の床などを含めた間口も「十畳」の部屋の寸法と同じ「16.0」尺という完数値であることである。このことから設計方法は、おそらく、最初に 1 間 6 尺 5 寸の心々制による京間 2 間による心々寸法 13 尺の 8 畳間を計画し、そこに 3 尺の「地板」を加えて「16.0」尺の寸法を定め、その寸法を二間半に返し、「十畳」の寸法としたものと推測される。こうした同じ寸法を他の寸法にそのまま用いるのは、木割の「胴返し」<sup>18)</sup>の手法ともいえるもので、「16.0」尺という完数値を優先しながら心々制で設計基準寸法を決定したものと推定される。このことから、この住友家別邸は 1 間 6 尺 5 寸の心々制の京間を基本とし、かつ、部屋全体の寸法を完数値とする伝統的な木割の考え方を加え、設計基準寸法を決定したと推測される。

#### 麻布古河虎之助男爵邸について

古河虎之助男爵邸は大正 10 年竣工の和風住宅である<sup>19)</sup>。平面図を見ると「居間」「次之間」「次之間」及び「納戸」、および玄関の東横に位置する「客間」「次之間」、及び「土蔵」に「京間」と記されている。「柱真々寸法書入平面図」(大正 8 年 4 月 21 日製図)では、各部屋の寸法が確認でき、京間と記された「居間」の 2 間半の寸法が「16.13」尺と端数の数値が記されている。ただ、一般に設計する際の設計基準寸法として端数の寸法を用いることはなく、基本的には完数値を常用するため、この図面の寸法は、設計基準寸法を示したものではなく、実際の工事用の寸法を示したものと推測できる<sup>20)</sup>。この推測に立ち「京間」と記された「客間」を見ると、二間半が「16.18」尺、「次之間」は二間が「13.03」尺とある。「客間」の柱寸法は「四寸三分」であることから「客間」の二間半

「16.18」尺から柱寸法を取り去り、1 間の内法寸法を求めると 6 尺 3 寸となる。これから「京間」と記された部屋の設計基準寸法は、長辺 6 尺 3 寸の畳による畳割(内法制)であると考えることができる。

「中間」に関しても同様で、「中間」<sup>21)</sup>と記された部屋の設計基準寸法は、長辺六尺の畳による畳割(内法制)であると考えることができる。他の部屋は、心々寸法が完数値であることから、設計基準寸法は 1 間 6 尺の心々制による田舎間と考えられる。

#### (2) 代表的近代和風建築に関する報告書、その他に見られる事例

重要文化財・県指定などの代表的近代和風建築の実測を行ったが、同一建物で異なった設計基準寸法を用いた事例は現状では確認できなかった。ただ、重要文化財に指定された近代和風住宅のすべての実測はできなかったため、今後の課題といえる。また、各県単位で実施されている『近代和風建築』の調査報告書でも、図面や解説文からは異なる設計基準寸法を併用している事例の確認は困難で、寸法に関する記述もほとんど見られなかった。以下、文献調査も含め、管見により確認できた事例について紹介したい。

#### 報告書等からの事例

**a 宮ノ下御用邸** 『富士屋ホテルの建築』(平成元年 箱根町教育委員会)によれば、宮ノ下御用邸は、明治 28(1895)年の竣工で、基本設計は宮内省内匠寮技師の木子清敬・手中千代太郎である。木造平屋の建物で「他の部分は一間が六尺の通常の寸法であるが、この御座所だけは一間六尺三寸のゆったりとした寸法」とあり、4 部屋からなる御座所の棟だけが 1 間心々 1910 mm(6 尺 3 寸)である。

**b 平野(旧麻田)家住宅** 『東京の近代和風建築』(東京都教育委員会 平成 21 年)によれば、和館部が大正 11 年竣工で、和館部は生活棟と座敷・次の間を持つ接客棟の 2 棟からなる。設計は建築家保岡勝也で、現存図面によれば、設計基準寸法は、生活棟が 1 間 6 尺の心々制、接客棟が 1 間 6 尺 2 寸の心々制と異なった寸法が確認できる。

#### c 安田楠雄(旧藤田好三郎)家住宅

『受け継がれた住まい』(文京ふるさと歴史館 2013 年)によれば、安田邸は「柱間寸法は部屋の格式の高い順に従い京間、中京間、関東間としている」とある。竣工は大正 8 年で、設計は清水組である。建物は、玄関部、中央の 2 階座敷を持つ座敷部、奥に台所等を含む生活部の 3 つのゾーンからなる。詳細な検討は今後の課題であるが、当時の図面等から玄関部は 1 間 6 尺の田舎間、座敷のある中央部は 1 間 6 尺 3 寸の内法制の京間、生活部は複雑で台所・女中室等は 1 間 6 尺の田舎間、家族の寝室部は 1 間 6 尺の内法制(中京間)と推定される。いずれにせよ、3 種の寸法が同時に使用されている貴重な事例である。

**d 旧中島知久平邸** 『群馬県の近代和風建築』(群馬県教育委員会 2012 年)によれば、

旧中島知久平邸は、昭和6年の竣工で、設計は宮内省内匠寮出身の伊藤藤一である。玄関棟、客室棟、居間棟、食堂棟の4つの棟が中庭を取り囲むように配されており、その寸法は、玄関棟および客室棟は1間6尺5寸の心々制であるのに対し、居間棟並びに食堂棟は1間6尺の心々制が採用されている。

e 旧遠山元一邸 『遠山元一と近代和風建築』(遠山記念館 2012年)によれば、遠山邸は昭和10年、室岡惣七の設計により竣工している。建物は、東棟、中棟、西棟の3棟からなる。実測の結果、東棟、中棟は1間6尺の心々制、西棟は1間6尺3寸の心々制と考えられる。

#### 単行本に見られる事例

寸法入りの平面図が掲載されている文献として、昭和2年の建築資料研究会編『最新建築設計叢書 第1期第1-12輯』および、『住宅建築図集』(清水組 昭和10年、昭和14年)がある。これらから同じ建物でありながら異なる設計基準寸法が見られる事例は、前者で2例、後者から9例それぞれ確認された。以下、簡単に紹介する。

#### A 『最新 建築設計叢書 第1期第1-12輯』に見られる事例

・田林邸 田林邸は、昭和2年には東京に竣工していた木造平屋の和風住宅で、設計は加藤岩造である。平面図には簡単な寸法しかないため詳細な検討はできないものの、洋風の「応接室」とともに「客間」「次ノ間」「居間」「次ノ間」「茶席」「夫人室」および「食堂」が1間6尺5寸の心々制、他の「玄関」「台所」「子供部屋」などは1間6尺の心々制と推定される。

・清水邸 清水邸は、昭和2年には東京に竣工していた和洋館並列型住宅で、設計施工は清水組である。和館部は、生活部と隠居部に分けられる。平面図によれば、隠居部の「隠居部屋」には「京十」と記され、心々寸法「16.13」とある。この「京十」は京間10畳を指すものと考えられる。また、心々寸法に端数があるため、長辺6尺3寸の畳による畳割と考えられる。生活部の設計基準寸法は、平面図に記載された寸法から、1間6尺の心々制と推定される。

#### B 『住宅建築図集』(昭和10年、14年)に見られる事例

・H邸 東京に大正13年に竣工した和洋館並列型住宅である。「表玄関」「執事室」「台子之間」「洗面之間」「離れ座敷・次之間」「御仏壇」「御居間・次之間・参之間」「御倉庫」には「京間」の記述がある。具体的な設計寸法は不明ながら、玄関廻りの接客ゾーンは基本的には「京間」、他は田舎間と推定される。

・A邸 東京に大正14年に竣工した屋根裏付きの木造2階建ての洋風住宅で、2階の「座敷・次之間」にのみ「京間」とあり、設計基準寸法は1間6尺5寸心々制で、他の和室は1間6尺心々制と推定される。

・Ka邸 東京に昭和3年に竣工した木造

2階建ての和洋館並列型住宅である。和館の1階続き間にも「京間」とある。室名は不明ながら唯一の入側つきの部屋で床・棚・付書院があることから座敷と推定される。設計基準寸法は1間6尺5寸心々制で、他の和室は1間6尺心々制と推定される。

・Ku邸 京都市内に昭和6年に竣工したRC造3階建ての洋風住宅と木造2階建ての和館からなる和洋館並列型住宅である。和館は総ての部屋に「京間」とある。洋風住宅では、「内玄関・控室」だけが「京間」とあり、「女中室」には記述はない。

・S邸 兵庫県内に昭和7年に竣工した木造2階建ての和風住宅である。1階の「御居間・御茶之間」および、2階の「御客間・次之間」に「中間」の記述がある。図面上寸法は、1間6尺3寸心々制となるが、2間半で「15.75」尺と端数の寸法が記されており、これから長辺6尺の畳による畳割、他の部屋は、1間6尺心々制と推定される。

・Y邸 東京に昭和8年竣工した木造2階建ての洋風住宅である。1階の「御居間・次之間」「御茶之間」「納戸」、2階の「予備室」に「中間」とある。寸法は1間6尺3寸心々制であるが長辺6尺の畳による畳割の可能性はある。他は1間6尺心々制と推定される。

・T邸 新潟に昭和9年竣工した木造2階建ての和風住宅である。「茶室」に「京間」とある。

・I邸 東京に昭和10年に竣工した木造2階建ての和風住宅である。1階の「寄付」「夫人室」及び2階の「小座敷」に「京間」、1階の「御主人室・次之間」、2階の「客間・次之間」に「中間」の記述がある。「中間」とある1階「御主人室」は2間「12.38」尺であり、寸法に端数が見られることから、設計基準寸法は長辺6尺の畳の畳割と推定される。同様に「京間」の「夫人室」は2間「12.96」尺とあり、設計基準寸法は長辺6尺3寸の畳の畳割と推定される。

・Ki邸 東京に昭和13年に竣工した木造2階建ての和風住宅である。1階の「客間・次之間」に「京間」とある。寸法は不明である。

#### (3) 結びにかえて 異なる設計基準寸法を併用した理由について 「京間」「中間」の諸室の用途について

同一建物ながら異なった設計基準寸法を用いた事例を、「京間」あるいは「中間」などの1間6尺より大きな寸法を「大きな寸法」と総称し、この大きな寸法を用いた諸室の名称あるいはゾーンの用途を、<接客の場><主人の場><家族生活の場><その他>に整理し、竣工年に沿ってまとめたのが<表1>である。

表1によれば、同じ建物ながら異なった設計基準寸法を用いた事例は22例確認できた。このうち最も古い事例は、明治28年竣工の宮ノ下御用邸であった。次に、「大きな寸法」を用いた部屋の用途を見ると、座敷や客間と

いう接客用の座敷部分である事例が 22 事例中 16 例を占めていた。接客の場の次に多いのは主人の部屋であり、9 例確認できた。ただ、主人の部屋の場合は、9 例中 7 例が接客の場も同時に大きな寸法が採用されており、接客の場を除き主人の場だけを大きな寸法としている事例は、宮ノ下御用邸と Y 邸だけであった。このことから、基本的には大きな寸法は、接客の場である座敷（客間）を中心に用いられていたことが分かる。この接客の場は、他人を迎い入れる場で、格式性を重視した場といえ、格式性を現す表現として大きな寸法が用いられていたことが推察できる。また、主人の部屋も家の主として他の家族とは異なる格式性を重視した場といえる。この他、大きな寸法を用いた部屋として隠居の場、夫人室も 2 例ずつ確認できた。これらの部屋も主人の場同様に当時の家父長制の考え方を反映したものといえ、格式制や威厳性、あるいは、尊敬の念といったものを表現したものと考えられる。

一方、家族共用の食事の場である茶ノ間や食堂が大きな寸法で設計されている事例が 5 例存在する。これらの部屋への大きな寸法の採用は、格式制とは異なる理由が存在するように思われる。すなわち、家族共用の部屋に大きな寸法が用いられた事例は、大正 8 年の安田邸が最初である。大正期は、住宅改良や生活改善の動きが活発化した時期でもあり、こうした動きの影響から家族本位の考え方の表現として、生活の場に大きな寸法が採用されたとも考えられるのである<sup>22)</sup>。

このように大きな寸法の用いられた部屋の用途から、その採用の理由を求めると 格式制の表現、機能的な家族本位の考え方の表現、の 2 点が考えられるのである。ただ、この格式制に関しては、客を招き入れたり、主人が出入りする玄関も格式を重視した場といえるが、玄関を大きな寸法で設計した事例はほとんど見られず、格式性を必要としている場の全てが大きな寸法で設計されているわけではない。この点は、今後も検討を要する大きな課題といえる。

なお、明治以降に出版された間取り集を見ても、管見の限り、設計基準寸法を併存させる設計方法に関する記述は確認できなかった。そうした中で、田林邸の設計者の加藤岩造は、興味深い記述を残している<sup>23)</sup>。即ち、加藤は わが国の住宅が書の階・行・草に準ずるように三種に分類されること、設計する場合はこの三種の何れを用いるべきかの吟味が必要であること、当時の東京の住まいでは行・草の混在したデザインが好まれていること、の 3 点を指摘している。この指摘は、京間・田舎間といった具体的な設計基準寸法に関するものではないが、住宅はその質から三種に分類され、それらをどのように使い分けていくべきかが設計の大きな課題であることが指摘されているのである。この三種の質の使い分けの方法は、まさに住宅の質

の差別化を意図した設計方法であり、設計基準寸法の使い分けと共通した設計方法といえ、こうした質の差別化を意図する設計方法の存在を知ることができる。

No.	事例名	竣工年	接客	主人	家族生活	その他
1	宮ノ下御用邸	M28				
2	日比谷平左衛門邸	M40				
3	岡孫屋男爵邸	M44				
4	染井松平家別邸	T02				
5	森井啓之助邸	T05				
6	住友家別邸	T05				
7	安田邸	T08				
8	麻布古河邸	T10				「納戸」「土蔵」
9	平野家住宅	T11				
10	H邸	T13				「仏間」「執事室」「御倉庫」
11	A邸	T14				
12	田林邸	S02以前				「茶席」「夫人室」
13	清水栄蔵邸	S02以前				「隠居用」
14	Ka邸	S03				
15	中島知久平邸	S06				
16	Ku邸	S06				「内玄関・控室」
17	S邸	S07				
18	Y邸	S08				「納戸」「予備室」
19	T邸	S09				「茶室」
20	達山元一郎邸	S10				「母親の隠居用」
21	H邸	S10				「寄付」「夫人室」
22	Ki邸	S13				

(同一建物に「京間」と「中間」の2種類ある場合は、「京間」を○、「中間」を△として示した)

表 1 大きな寸法による諸室の名称、ゾーンの用途の分類  
<注>

- 1) 近代の建築は、一般に伝統に対する認識の変化とともに、欧米の建築様式や材料・技術などの導入による影響を受けつつ建設されたと考えられている。そのため、近代の和風住宅を、明治以前の伝統的住宅と区別し、「近代和風住宅」と称している。
- 2) 文化庁の指導の中で、近代和風建築調査が全国で進められている。
- 3) 現清水建設株式会社所蔵の『彩色図集』は、建築種別に 8 巻 10 帙からなる。本研究では『設計図集 住宅ノ巻 自一九〇七年至一九二三年』を史料とした。なお、この『彩色図集』は、2011 年に国の登録文化財に登録された。
- 4) 拙稿『『彩色図集』に見られる近代上流住宅の設計手法について - 設計寸法を使い分ける住宅事例を中心に -』pp.167-178 (内田監修『明治・大正の邸宅 清水組作成彩色図の世界』所収 柏書房 2009 年)。
- 5) 拙稿では、1 つの住宅でありながら異なった設計基準寸法が用いられていることを示すには、平面図の基本的な柱間寸法が複数存在することを示すだけで十分と考え、その設計基準寸法が田舎間か京間か、あるいは畳割か心々制かといった厳密な分析は行なわなかった。そのため、古河邸の設計基準寸法については、設計段階で作成された図面と考えられる「柱真々寸法書入平面図」(大正 8 年 4 月 21 日製図)にある心々寸法をもとに、例えば「京間」と記された「御客間」は 2 間半がその図面の心々寸法として 16 尺 1 寸 8 分とあることから、1 間が 6 尺 4 寸 7 分として論じた。しかしながら、現在は、設計基準寸法として「6.47」尺というような半端な寸法を用いることはないと考えている。すなわち、「御客間」の 1 間 6 尺 4 寸 7 分は柱寸法を勘案して再考すると、1 間が 6 尺 3 寸の内法寸法と考えると設計基準寸法が完数で収まることを確認できた。このことから、本研究では具体的な設計基準寸法について再考し、各

住宅の設計基準寸法を整理した。

6) 朝倉采子・藤岡洋保・伊東龍一「木子幸三郎設計の住宅の和室部における平面基準寸法について - 2 種類の基準寸法の混在 - 」日本建築学会大会学術講演梗概集 1989年。

7) 天野賢一・北野隆・伊東龍一「佐賀県の近代和風建築に関する研究 和室の柱間基準寸法について 」日本建築学会九州支部論文集 1996年3月 pp621-624。

8) 異なる柱間寸法の使い分けの事例として、武雄市の昭和 18 年竣工の如蘭塾寄宿舎と迎賓館が、寄宿舎は 1 間 6 尺の心々制に対し、迎賓館は京間畳の畳割で設計されていることを紹介している。寄宿舎が 1 間 6 尺の心々制、迎賓館という接客機能を目的としたいわゆる格の高い建物を京間畳の畳割と、使い分けている点は興味深い。

9) 平面図に「京間」といった記述があったものや設計図面から設計基準寸法が明らかになった事例である。

10) 明治 40 年竣工を示す明確な史料はないが、清水建設の所蔵資料『工事経歴抄』では明治 40 年とある。

11) 「團家原宿邸新築工事概要」と題する『1992.8 所蔵 清友会 中村真氏 中村朝太郎氏遺品アルバム』(清水建設所蔵資料)があり、「竣工 明治四十四年十一月三十日」の記述がある。

12) ちなみに、畳の長辺が 6.3 尺の畳割とすれば、部屋の寸法から、柱の太さを  $a$  とすると、 $6.3 \times 2 + a = 13$ 、 $6.3 \times 2.5 + a = 16.25$  という計算式が成り立つ。しかしながら、これによると、 $a$  がそれぞれ 4 寸、5 寸と異なる値となる。これは「御居間」の 4 隅の柱の太さが異なることを意味し、これから畳割とは考え難いことがわかる。

13) 大正元年 12 月号の『建築』第 155 号。

14) 大正 6 年 3 月号『建築雑誌』363 号。

15) 『明治・大正の邸宅 清水組作成彩色図の世界』(註 3 参照)では、森井邸の 30.5 尺の寸法を床の間の奥行寸法を含めずに 4 間半として考察している。この考察は、全体の間口を 5 間とすべきところを 4 間半として行っており、誤りである。

16) 『建築用語辞典』(代表村松貞次郎 技報堂出版株式会社 1995 年)によれば、「京間」は、「柱の心々間を基準とする柱割制の場合は 1 間を 6 尺 5 寸とし、畳寸法を基準とする畳割制の場合は 6 尺 3 寸  $\times$  3 尺 1 寸 5 分の畳を用いる」とあり、柱割制と畳割制があることが記されている。内藤昌博士は畳の大きさを基準に、京間系の畳寸法として、6 尺 3 寸  $\times$  3 尺 1 寸 5 分以外に 6 尺 2 寸  $\times$  3 尺 1 寸、6 尺 1 寸  $\times$  3 尺 5 分の畳を挙げている(内藤昌『江戸と江戸城』p.198 鹿島出版会 1966 年)。また、内藤昌博士は、「飯田地方には京間と称して中京間 6.00  $\times$  3.00 尺のタタミ制建築を見出せる」(内藤昌・西織本尚「本棟造の木割について」日本建築学会研究報告 1959 年)とし、長辺六尺の畳による畳割を「京

間」と称していた事例の存在を紹介している。

17) 大正 5 年 7 月号の『建築工芸叢誌』によれば竣工は「大正 5 年 4 月」である。

18) 渡辺保忠博士は「胴返し」について「建築のある部分の寸法をとって、他の部分の寸法にする、という寸法決定法である」と述べている(古代エジプト調査委員会『マルカタ南( )』早稲田大学出版部 昭和 58 年)。伊藤要太郎博士も『匠明』で、建物高さについて「開口部の内法高さを示して、地長押の上端より内法長押の下端までを“ ” 6 尺 5 寸間ヲカエス」とし、柱間真々の寸法と同じにとることを記している」と紹介している(「木割書の成立」『世界建築全集 日本 近世』平凡社 1959 年)。

19) 『住宅建築図集』(合資会社清水組 1935 年)によれば、竣工は「大正十年十月」とある。

20) 注 5 参照。

21) 『広辞苑』(昭和 52 年第 2 半補訂版)では、「中間(ちゅうま)」を「ちゅうきょうま(中京間)」、同様に『国語大辞典』(昭和 59 年 小学館)でも「中間(ちゅうま)」を「ちゅうきょうま(中京間)の略」と記している。

22) なお、安田邸の場合、茶ノ間は大きな寸法による主人の居間の隣に位置し、かつ、上部には大きな寸法の接客部が位置している。このように安田邸の茶ノ間は大きな寸法のゾーンの一部に組み込まれており、そのため、大きな寸法での設計が優先されたとも考えられるのである。

23) 建築資料研究会『最新建築設計叢書 第壹期第七輯』(1927 年)所収。加藤岩造は、昭和 13 年の『建築学会会員名簿』によれば、会員とあるもののその経歴は不明。

## 5. 主な発表論文等

〔学会発表〕(計 3 件)

内田青蔵、田林邸の設計基準寸法について、日本生活文化史学会、2013 年 9 月 14 日、日本大学文理学部

内田青蔵、『近代和風住宅』の設計基準寸法について、日本生活文化史学会、2012 年 9 月 15 日、京都ノートルダム女子大学  
内田青蔵、近代和風住宅の設計寸法に関する一考察、日本生活学会、2011 年 5 月 15 日、早稲田大学西早稲田キャンパス

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

内田 青蔵 (UCHIDA SEIZO)  
神奈川大学・工学部・教授  
研究者番号：30277686

### (2) 研究分担者

なし

### (3) 連携研究者

なし